

「出雲市指定ごみ袋」に広告を掲載しませんか！

令和6年度「出雲市指定ごみ袋」の外袋への企業広告を募集します。
指定ごみ袋は、全市民が使用するものですので、大きな宣伝効果が期待できます。
有効な広告手段としてぜひご活用ください。

【広告媒体】

出雲市指定ごみ袋の外袋のみ

燃えるごみ家庭用（大、小、特小）、破砕ごみ家庭用（大、小）、埋立ごみ家庭用（大、小）、空き缶・空きびん・ペットボトルリサイクル用（大、小）

※在庫状況により、種類によっては作成しない場合があります。

【製作枚数（予定）】

外袋（大）計 約545,000枚／外袋（小・特小）計 約277,000枚

※令和6年度に発注するものへ掲載します。

数量は増減することがありますのでご承知おきください。

【募集枠と掲載料】

○各ごみ袋の外袋（大）おもて面に2枠掲載

全ての外袋（大）に同じ内容を掲載

1枠あたり 外袋（大） 縦5.0cm×横9.0cm

44,000円（税込）

○各ごみ袋の外袋（小・特小）おもて面に2枠掲載

全ての外袋（小・特小）に同じ内容を掲載

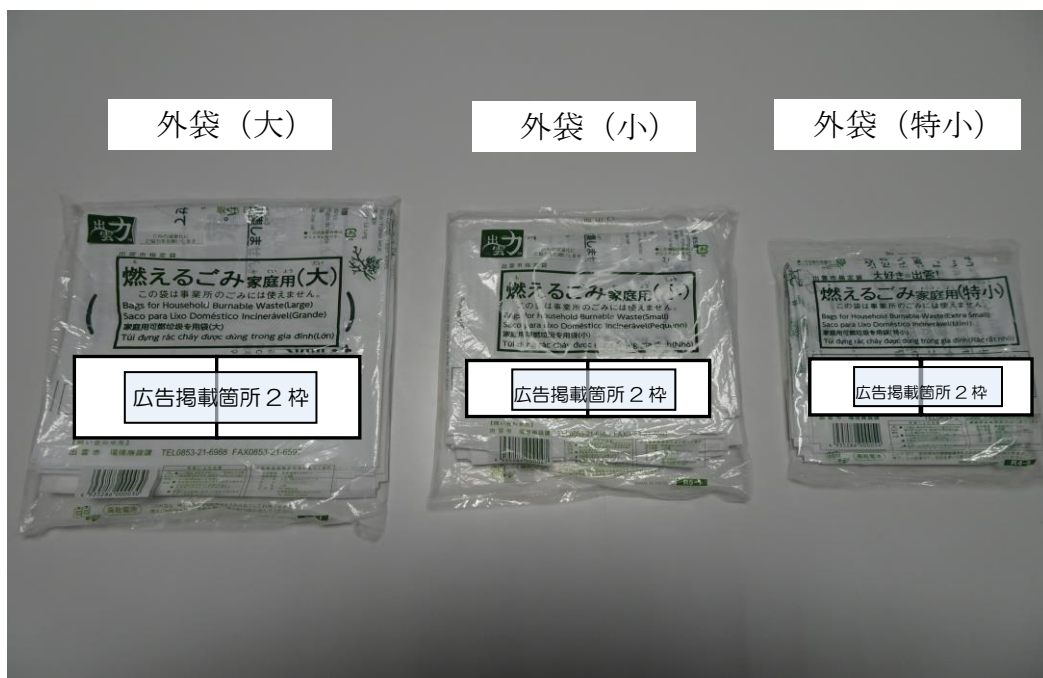
1枠あたり 外袋（小） 縦3.8cm×横7.5cm

33,000円（税込）

外袋（特小） 縦3.5cm×横7.0cm

※広告原案は広告主の方に作成していただきます。

【外袋見本】



【申込方法】

出雲市指定ごみ袋広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の書類を添えて、持参または郵送のいずれかの方法でお申込ください。

（添付書類）

- 掲載広告案
- 企業概要（会社案内など企業の概要がわかるもの）
- 出雲市税について滞納のない証明

【申込期間】

令和6年4月1日（月）から令和6年4月17日（水）まで

【応募できない対象者】

出雲市広告掲載基準第4条に定める業種または事業者及び、出雲市指定ごみ袋の販売店契約をしている事業者は申込みできません。

【提出先（お問合せ先）】

〒693-8530 出雲市今市町70番地 出雲市環境施設課（本庁舎4階）
電話番号：0853-21-6988

【掲載広告の審査】

申込受付後、広告の可否を決定し通知します。

- 広告を掲載する者は出雲市内に事業所をもつ事業者を優先します。
- 広告を掲載する者は出雲市のごみ処理等、資源リサイクルに関連する事業者を優先します。
- 広告を掲載する者は、個々の企業より、それらの集合体や組合などを優先します。
⇒同位者が広告枠数を超えた場合は抽選により決定します。

【掲載できない広告】（出雲市広告事業実施要綱第3条）

広告の内容やデザインが次のようなものは掲載できません。

- 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- 政治性のあるもの
- 宗教性のあるもの
- 社会問題についての特定の主義主張に当たるもの
- 個人又は法人の名刺広告
- 美観風致を害するおそれのあるもの
- 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- その他広告媒体に掲載する広告物として不相当であると認めるもの

※詳しくは、要綱、掲載基準、要領等をご覧ください。

- 出雲市広告事業実施要綱
- 出雲市広告掲載基準
- 出雲市指定ごみ袋家庭用広告掲載要領
- 出雲市指定ごみ袋広告掲載募集仕様書